

特別支援教育に関する相談や支援要請について

県北教育事務所

詳しくは、
県教委より
文書を送付
します

「インクルーシブ教育システム推進事業」
「入院児童生徒等の学習支援体制整備事業」
をご活用ください

【まず電話でご相談ください】

県北教育事務所 024-521-2818

学校教育課指導主事 特別支援教育担当 小林 直輝(こばやし なおき)



特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県北域内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

視覚支援学校、聴覚支援学校福島校、大笹生支援学校、須賀川支援学校
医大校が、県北教育事務所や特別支援教育センターと連携しながら支援
します。肢体不自由については、郡山支援学校からの派遣も可能です。

<こんなことができます！>

- 発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた支援、障がいや病気により配慮が必要な幼児児童生徒の対応に関する助言（ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談等）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援
- 特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）
- 見え方、聞こえ方、学びにくさの評価や疑似体験、総合的な学習の時間等における障がい理解に関する授業支援
- 特別支援教育に関する教員の研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）

電話後、申込み手続きから支援実施までの流れは？

市町村立幼稚園・小・中学校の場合

県北教育事務所のホームページからも依頼様式をダウンロードすることができます。

- ① 市町村教育委員会に、書面で申込みます。
- ② 市町村教育委員会より県北教育事務所へ依頼が届きます。
- ③ 教育事務所より当該特別支援学校に教員の派遣を要請します。
- ④ 当該特別支援学校から依頼主の学校等に連絡し、日程調整等を行います。
- ⑤ 特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。

高等学校、保育所、私立幼稚園・保育所・学校の場合

- ① 県北教育事務所に、書面で申込みます。
- * ②～⑤までの流れは、市町村立学校等と同じです。

要請内容によっては、県北教育事務所指導主事が相談や指導助言を行います

対応困難な事例、他機関との連携等の相談に応じます。また、授業研究会や校(園)内研修等での指導助言、「個別の教育支援計画・指導計画」の作成・活用や教育課程の編成等に関する指導助言を行います。

電話後、書面での派遣申請をお願いします。